

## 堺市文化芸術振興条例懇話会開催要綱

平成26年2月1日制定

## 1 目 的

文化芸術の振興に関する条例（以下「堺市文化芸術振興条例」という。）を策定するにあたり、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、堺市文化芸術振興条例懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

## 2 意見を聴取する事項

- (1) 堺市文化芸術振興条例の内容に関する事項
- (2) 文化芸術の振興のあり方に関する事項

## 3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、市長が依頼する15人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 文化芸術に関する団体に属する者
- (3) 企業関係者
- (4) 公募に応じた市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

## 4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

## 5 関係者の出席

市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## 6 開催期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間とする。

## 7 庶 務

懇話会の庶務は、文化課において行う。